

令和 5 年 5 月 3 1 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 加藤 秀之

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

<p>質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)</p> <p>【 1 】 地域共生社会に向けて見附市立病院が果たす役割と経営指標について</p>
<p>答弁を求める者 市長</p>
<p>政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を 2016 年閣議決定し、「地域共生社会」を掲げられています。「子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を実現すること」と考えます。人を活かすまちづくり、人を活かす地域文化への変革です。</p> <p>*以下「病院 81 巻 3 号」P212・P225 医学書院 2022 年 3 月より引用</p> <p>わが国の医療制度は公的国民皆保険の下での民間中心医療提供体制という「公+民のミックス型」でこれまで比較的 low コスト良質な医療を提供し、平均寿命を世界トップクラスに押し上げる原動力となった。しかも病院数の約 7 割は許可病床数 200 床未満の中小病院であり、なかでも民間の場合はその歴史的経緯により診療所、有床診療所と同根であるため、同様にかかりつけ医機能を有し、身近なところでいつでも入院できる地域包括ケアシステムの構築に欠かせない存在となっている。</p> <p>現在、2025 年を目指して、わが国が超高齢社会を乗り切る体制を構築するための改革が進行中であるが、その 2 つの大きな柱が地域包括ケアシステムの構築と地域医療構想の実現である。両者は車の両輪であり、同時並行に推進していく必要があるが、新型コロナウイルス感染症のパンデミック(コロナ禍)により、一時的にその動きが止まってしまった。しかし、コロナ禍を経験して、両者の推進はあらためて新興・再興感染症や大規模災害時に対応するために必要であることが明らかになった。</p>

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



地域共生社会の観点において立川総合病院消化器内科が本年 3 月 1 日から「休止」になりましたが、そのことによる見附市立病院への影響についてどのようにみておられるでしょうか。新聞報道（新潟日報 3 月 1 日朝刊）では「早く医師が確保されて安心できる環境になるといい」と要望する内容が掲載されていました。今回、消化器内科医局の医師の減少が立川総合病院に影響を及ぼした訳ですが、他の医局も医師不足であると聞いています。今後、見附市立病院でも同様のことが起こることが懸念されますが現状をお伺いいたします。また、3 月議会でご説明いただきました見附市立病院事業会計予算実施計画の医業収益面などから分析する経営戦略をお伺いいたします。

1 見附市立病院の現状をお伺いいたします。

- (1) 見附市立病院の人員体制・診察科・常勤医師数・非常勤医師数・医師の年齢構成について
- (2) 外来患者数、急性期・回復期病床の入院日数について
- (3) 大学医局からの応援体制について
- (4) 立川総合病院消化器内科休止に伴う見附市立病院の影響について
- (5) 見附市立病院の医業収益の年度推移、経常収支比率の年度推移について
- (6) 職員数及び医師数の年度推移について（常勤換算）
- (7) 職員 1 人当たり、医師 1 人の医業収益について
- (8) 以上の経営指標から今後の経営の考え方について

2 地域共生社会とは人を活かすまちづくりであり、人を活かす地域文化への変革と考えます。そのことを実現するなかで見附市立病院の役割をお伺いいたします。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 見附特別支援学校の現状から捉えた問題点について

答弁を求める者 市長・教育長

この度、特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）（以下「設置基準」という。）が、令和 3 年 9 月 24 日に公布され、総則及び学科に係る規定については令和 4 年 4 月 1 日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。設置基準は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条に基づき制定するものです。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっております。

予てから私の勤務先が卒業生の受け入れを行い、在校生を実習生として受け入れている関係で、校長先生はじめ学年主任の先生方からは構造的な問題として普通教室が不足していることをお聞きしています。令和 5 年 4 月 1 日現在の児童生徒数は 55 名です。2012 年に行われた文科省の実態調査では発達障害の可能性のある児童の割合は 6.5%と報告されています。その割合は年度推移では増加しています。そのため特別教室（ランチルームや宿泊体験室等）を普通教室に転化している状態であり、図書室も確保できずに校舎内のスペースを利用し、図書スペースとして活用しているのが現状です。特に児童生徒の障害特性からクールダウン部屋（スペース）が必要であるが、そうしたスペース、部屋が確保できないことは多様化する障害に対応できないという現状です。

見附特別支援学校は開校 22 年目にあたり施設の顕著な老朽化が目立ち、特に生命線であるエアコン、ガス暖房機の排気するためのファンモーター 2 台のうち 1 台が漏電しているため、現在は 1 台のみの運転であること、自然

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

災害によるひび割れが生じ、教育上、危険箇所がみられるなどの話をいただきました。

また、3月議会に一般質問させていただきました障害者差別解消法での合理的配慮の提供については義務化となっておりますが、現在の見附特別支援学校における進捗状況についてお伺いいたします。

- 1 児童生徒の増加に伴う教職員の増加と教室等の狭隘化についてお伺いいたします。
- 2 施設の顕著な老朽化対策についてお伺いいたします。
- 3 合理的配慮の義務化における提供の進捗状況についてお伺いいたします。
 - (1) 教育内容から学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮について
 - (2) 心理面・健康面の配慮について
 - (3) 専門性のある指導体制の整備について
 - (4) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮について

以上